苫小牧市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市条例第20号

苫小牧市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 堤防(第3条-第15条)

第3章 床止め (第16条-第19条)

第4章 堰 (第20条-第22条)

第5章 水門及び樋門(第23条-第28条)

第6章 取水塔(第29条・第30条)

第7章 橋(第31条-第35条)

第8章 伏せ越し(第36条-第40条)

第9章 雜則(第41条-第43条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。) 第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、市長が 管理する準用河川(以下「河川」という。)における河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物(以下「許可工作物」という。)の うち、主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定める ものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、河川管理施設等構造令(昭和51年 政令第199号)において使用する用語の例による。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける 場防及び 霞 堤について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水 位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の水位の流水の通常の作用に対し て安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その 他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若 しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準じるものによる 構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準じる構造の胸壁を有 するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の右欄に掲げ る値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の 地盤高(以下「堤内地盤高」という。)が計画高水位より高く、かつ、地形の 状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

項	計画高水流量(単位 1秒間に つき立方メートル)	計画高水位に加える値(単位 メートル)
1	200未満	0.6
2	200以上500未満	0.8

- 2 前項の堤防のうち高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によるほか、計画高潮位に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。
- 3 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が 0. 6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

(盛土による堤防の法勾配等)

- 第8条 盛土による堤防(胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項に おいて同じ。)の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が 0.6 メートル 未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。
- 2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(護岸)

第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の 表法面に護岸を設けるものとする。

(水制)

第10条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢

を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。 (堤防に沿って設置する樹林帯)

第11条 堤防に沿って設置する樹林帯は、規則で定めるところにより、洪水時 における破堤の防止等について適切に配慮された構造とするものとする。

(管理用通路)

第12条 堤防には、規則で定めるところにより、河川の管理のための通路(以下「管理用通路」という。)を設けるものとする。

(波浪の影響を著しく受ける堤防に講じるべき措置)

- 第13条 高潮区間又は2以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪 の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講じるものと する。
 - (1) 表法面に護岸又は護岸及び波返工を設けること。
 - (2) 前面に消波工を設けること。
- 2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 天端及び裏法面をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。
 - (2) 裏法尻に沿って排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第14条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生じることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項及び第2項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第6条第1項の表の右欄に掲げる値を加えた高さとが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間(以下「背水区間」という。)の堤防の天端幅は、第7条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

- 第15条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準じる ものによる構造の堤防については、第7条及び前条第2項の規定は、適用しな い。
- 2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び前条第2項の規定の適用については、 胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたも のを堤防の天端幅とみなす。

第3章 床止め

(構造の原則)

- 第16条 床止めは、計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の水 位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工及び高水敷保護工)

第17条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

(護岸)

第18条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。 (魚道)

第19条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第4章 堰

(構造の原則)

- 第20条 堰は、計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の水位の 流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第21条 堰は、流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第29条第1項及び第32条第1項において同じ。)内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講じるときは、この限りでない。

(護床工等)

第22条 第17条から第19条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

第5章 水門及び樋門

(構造の原則)

- 第23条 水門及び樋門は、計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

- 第24条 水門及び樋門(ゲート及び管理施設を除く。)は、鉄筋コンクリート 構造又はこれに準じる構造とするものとする。
- 2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。 (断面形)
- 第25条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。
- 2 前項の規定は、河川及び河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該 水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(ゲート等の構造)

- 第26条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。
- 2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準じる構造とするものとする。
- 3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(管理施設等)

第27条 水門及び樋門には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造 とするものとする。

(護床工等)

第28条 第17条及び第18条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について 準用する。

第6章 取水塔

(取水塔の構造)

- 第29条 取水塔(流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。)は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。
- 2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準じる構造とするものとする。
- 3 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただ し、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるとき は、この限りでない。

(護床工等)

第30条 第17条及び第18条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第7章 橋

(河川区域内に設ける橋台の構造の原則)

- 第31条 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位(高潮区間にあっては、計画 高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 河川区域内に設ける橋台は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、 付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台に接 続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするもの

とする。

(橋台)

- 第32条 河岸又は背水区間若しくは高潮区間に係る堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。)に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 堤防に設ける橋台(前項の橋台に該当するものを除く。)は、堤防の表法肩 より表側の部分に設けてはならない。
- 3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。 ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講じるとき は、この限りでない。
- 4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。 (護岸等)
- 第33条 第17条及び第18条の規定は、橋を設ける場合について準用する。
- 2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要が あるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うもの とする。

(管理用通路の構造の保全)

第34条 橋(取付部を含む。)は、規則で定めるところにより、管理用通路の 構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(適用除外)

第35条 第32条第1項から第3項までの規定は、遊水地その他これに類する ものの区域(規則で定める要件に該当する区域を除く。)内に設ける橋及び治 水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。 2 この章(前条を除く。)の規定は、「塩又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又 は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第8章 伏せ越し

(適用の範囲)

第36条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

- 第37条 伏せ越しは、計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の 水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- 2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河 岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。 (構造)
- 第38条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下 この項において同じ。)を横断して設ける伏せ越しにあっては、堤防の下に設 ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地 盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれが ないときは、この限りでない。
- 2 第24条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

- 第39条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート(バルブを含む。次項において同じ。)を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。
- 2 第26条第3項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第27条第1項 の規定は伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第40条 伏せ越しは、低水路(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。)及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。)の表面から、堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。)の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第9章 雜則

(適用除外)

- 第41条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物(以下「河川管理施設等」という。)については、適用しない。
 - (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
 - (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
 - (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
 - (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から前章までの 規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第42条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあっては、 法第26条第1項の許可。以下この条において同じ。)があった後における計 画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(小河川の特例)

第43条 小河川(計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の河川に限る。)に設ける河川管理施設等については、規則で定めるところにより、この条例の規定によらないものとすることができる。

附則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等(既に法第26条第1項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。)がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手(許可工作物にあっては、同項の許可)がこの条例の施行の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。